

環境影響評価審査会 三菱高砂製作所発電所部会（第2回）会議録

- 1 日時：平成25年6月25日（火） 10時00分～11時00分
- 2 場所：兵庫県民会館7F「鶴の間」
- 3 議題：三菱高砂製作所実証設備複合サイクル発電所更新計画に係る環境影響評価方法書の審査について
- 4 出席委員：
近藤委員（部会長）、澤木委員、菅原委員、住友委員、中野委員、服部委員
- 5 兵庫県：環境管理局長
環境影響評価室長、課長補佐兼審査情報係長他係員2名
自然環境課、水大気課
- 6 配付資料
資料1 環境影響評価法の手続の流れ（三菱高砂製作所）
資料2 三菱高砂製作所発電所更新計画に係る方法書に対する住民・関係市からの意見
資料3 三菱高砂製作所発電所更新計画に係る方法書に対する審査会等の意見
資料4 三菱高砂製作所発電所更新計画に係る方法書に関する答申（素案）
参考資料1 環境影響方法書についての意見の概要等送付書（三菱高砂製作所）
参考資料2 主要な眺望点の選定について（第1回部会資料2（抜粋））

7 議事概要

事務局が資料1～2、参考資料1により、住民・関係市からの意見の提出状況等について説明。

〔質疑〕

（部会長）

「意見なし」というのは、既存施設のリプレースなので、重大な事案が発生することがない、というのが両市の意見と考えてよいのか。

（事務局）

そのように考えている。既存施設を適切に運用し、これまで苦情等もなかったということから、特に問題なしとされたと思われる。

事務局が資料3～4、参考資料2により、審査会等での意見及び答申（素案）について説明。

〔質疑〕

（委員）

資料3の廃棄物の項目に関して、事業者対応として、既存設備の撤去については記載しない、とあるが、既存設備の範囲がけっこう大きい。撤去等の時期が未定なので、アセスの範囲外かもしれないが、何も書かないでスルーするのはどうか。今回の事業には入らないとはいえ、いつ撤去する、撤去するならいつ頃かくらいは記載すべきでは。撤去しない可能性もあるのか。

(事務局)

新設備ができたなら既存設備は停止する。既存設備部分を使用する予定もなく、更地にする予定もないので、方法書に書く必要はないと考えた。

(委員)

もし撤去するのであれば、一番廃棄物が出ると思うので、今後、何らかの段階で方針くらいは記載した方がよい。

(事務局)

資料4の「1 全体的事項」の最終行、「なお～」のところで、既存設備の撤去工事に係る環境配慮についても答申素案には入れている。

(委員)

再度、廃棄物のところでも念押しした方がよい。

(委員)

資料4の用語について。「2 個別的事項」(4)動物、植物の1行目「状況」を「立地条件」に、「生息する」を「生息・生育」もしくは「分布」に修正してほしい。

(事務局)

修正する。

(委員)

景観について。

総会で意見が出ていた海上眺望点の設定について、事業者の回答では、定期航路が現地から離れた沖合にあり、眺望景観の変化の程度が極めて小さいと考えられることから海上眺望点は設定しないとのことだが、答申素案では、一応、海上からの景観への配慮と必要に応じて調査点を追加するなど考慮するよう意見を出す、という理解でよいか。

海上からの景観を勘案するとき、公益性の視点から見ると、一番公益性が高いのはもちろん定期航路だが、方法書の図面によると、高砂港の入口に高砂本航路というもの設定されている。入口だけに設定される航路というのはどんなものか不明だが、もし高砂港の出入りの船の公益性が高い場所であれば、ここに1つ眺望点を置くよう意見を出してもよいのではないか。この「航路」が意味を持つものであれば、今の答申案に「海上の定期船や航路などから」と追加していただければ、と思う。

(事務局)

高砂港に出入りするのには漁船が主だと理解している。

高砂港の状況を把握のうえ、海上眺望点の要否を検討し、必要であれば答申案を修正する。

(委員)

地図で見ると、定期航路は現地から遠く、一般の乗船客が見ることは殆どないと思われるので、業務、漁業などで周辺を航行する方の景観ということになるかもしれない。公益性の高い航路であれば、その眺望点を含めることは検討上は有益な資料になると思う。

(部会長)

土壌汚染について。重金属等の有害物質が出たときの対応を記載してはどうか。

(事務局)

今回の事業は、土壤汚染対策法第4条の事前の届出対象になり、知事の方で調査命令が出せるなど、土壤汚染については個別法で対応可能である。また、方法書2-20(22)の(6)残土のところで、「発生残土は、全量、造成する緑化マウンドに使用する」としており、全量が域内から出ない。このため、答申案には入れなくて良いと考えている。

(部会長)

資料4の「1 全体的事項」で「複数案の検討」とあるが、「複数案」とは。

(事務局)

具体的には、配置等のことを言っている。

(委員)

「概ね適切であるとするが」の「考えるが」はこういう言い回しをするものか。「概ね適切であるが」が良いのでは。

(事務局)

修正する。

(委員)

部会長から土壤汚染に関する発言があったが、土壤汚染のことを考えるなら、やはり、既設設備の扱いが重要となり、ここはスルーできないのでは。

(事務局)

修正について検討する。

(委員)

兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)は、新たに植栽する際だけでなく調査の際にも参考にし、掲載されているものが見つかれば除去する等配慮するよう、答申案を修正してほしい。

(事務局)

修正する。

(部会長)

だいたい意見が出てきたと思うので、廃棄物、景観、動植物に関する部分と、その他答申素案の文言について修正をお願いする。

今後は、答申書素案については意見を踏まえて事務局にて修正し、委員とも調整のうえ、部会長が最終確認することとさせていただきたい。